

## 平成 26 年度若手医師等の海外派遣者の募集について

筑波大学附属病院長  
五十嵐 徹也  
附属病院国際連携推進室長  
松村 明

平成 24 年度まで文科省の事業として行われていました「組織的な若手研究者海外派遣事業」の終了に伴い、平成 25 年度からは附属病院の事業として若手医師（病院講師、クリニカルフェロー、レジデント（シニア以上に限る。））及び医学類生を対象として、海外渡航を支援することにしました。

平成 26 年度は、教員も対象者として、かつ支援内容も充実（原則として 1 ヶ月以上 3 か月未満の臨床研修、臨床研究及び国際連携推進を目的とした渡航を対象とし、30 万円を上限とした渡航費（実費）と日額 1 万円の滞在費（合計額の上限 100 万円）を概算払（ただし、医学類生については、前記金額の各々 1/2））します。

つきましては、本支援を得て、海外で研究等を行うことを希望し、平成 26 年 6 月以降から平成 27 年 3 月末までの間に出発予定の派遣希望者を募集します。

### 1. 申請

若手医師及び教員の場合は、添付の申請書に必要事項を記入し、診療グループ長・養成コース長からの推薦のコメントと署名をもらい、派遣先からの招聘状等を添付して附属病院国際連携推進室に提出してください。医学類生にあつては、添付の申請書に必要書類を添えて、医学医療エリア支援室に提出してください。

### 2. 応募資格等

- ① 病院講師については、附属病院で当該職位での勤務経験が 1 年以上で、かつ派遣終了後も引き続き附属病院で勤務する予定のある者。
- ② クリニカルフェロー及びレジデントについては、附属病院では経験できないような特色のある研修内容であることを前提として選考するので、診療科長とよく相談の上、推薦とコメントをもらい、申請すること。
- ③ 医学類生については、本資金が附属病院収入からの供出であることを勘案し、卒業後に本院のレジデントとして残ることを前提とする。したがって「プレ・筑波大学附属病院レジデント」研修という位置づけとする。

よって、卒業後に本院のレジデントとして残らない選択をした場合、支給した海外渡航費は返還すること。

- ④ 教員については、人事交流プログラムの開発及び臨床交流活動等の事業を対象とするこ

とから、これまでに実績等を有する者とする。

- ⑤ 若手医師及び教員における海外渡航は研修として扱うため、渡航期間中においても給与は滞在費とは別に支給することから、派遣先からの報酬は受けないこと。
- ⑥ 本事業による海外渡航は、同一職位中で1回に限るものとする。

### 3. 選考

選考については、附属病院若手医師等派遣審査委員会で決定するものとし、応募者が多数の場合には絞り込むこともある。ただし、医学類生については、医学類国際交流委員会で審査を行った上で、附属病院へ推薦を行い、派遣費支給の最終決定は附属病院が行うものとする。

### 4. 申請書類

- ① 申請書（添付1）
- ② 履歴書（添付2）
- ③ 論文、学会発表の実績一覧（添付2）
- ④ 派遣先での（臨床）研究計画（様式任意）
- ⑤ 診療グループ長・養成コース長からの推薦書（様式任意、要署名）
- ⑥ 派遣先からの招聘状及びその和訳

### 5. 締切

5月16日（金）

担当 筑波大学附属病院国際連携推進室（OPIMA） 深谷めぐみ 附属病院B病棟 403 E-mail : <a href="mailto:fukaya.megumi.fm@un.tsukuba.ac.jp">fukaya.megumi.fm@un.tsukuba.ac.jp</a> PHS: 90419 FAX: 029-853-3575
---